破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８８号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2396番地の91
債務者　坂口　俊一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３４２号
青森県八戸市湊高台７丁目25番17号　ラ・ラファンH号室、前住所青森県八戸市大字白銀町字小沼２番地49
債務者　西原みゆき
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４８３号
愛知県東海市富木島町南島57番地の２
債務者　土井　正男
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７２号
名古屋市名東区新宿２丁目57番地　スカイライフ新宿505号
債務者　早川　宏子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７１号
愛知県知立市新林町東新切49番地５　タウニー新林102号
債務者　細川　元順
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８２５号
埼玉県川口市戸塚東１丁目２番31号　東川口グリーンハイツ204号
債務者　井口　久子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１１号
さいたま市西区三橋６丁目560番地３
債務者　窪　　聡子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
埼玉県草加市旭町２丁目３番28―504号
債務者　秋本　一哉
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
埼玉県八潮市大字八條2753番地70
債務者　石塚美紀子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
福岡県豊前市大字赤熊475番地３
債務者　藤末　純子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
福岡県築上郡築上町大字椎田800番地１
債務者　荒木　春子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
福岡県豊前市大字八屋2357番地１
債務者　岩田　健兒
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
福岡県築上郡築上町大字湊120番地６
債務者　諸永マリ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
福岡県豊前市大字松江409番地　シマヤ第２コーポ205号
債務者　井上　真澄
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
長崎県長崎市小江原４丁目42番３―302号
債務者　西川　麗子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
長崎県長崎市小峰町２番３―413号
債務者　喜明　義博
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
埼玉県深谷市瀬山８番地30
債務者　柿澤　政秀
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部